

長崎市災害緊急対応等功労者表彰要綱

令和3年10月20日
告示第641号

(趣旨)

第1条 この要綱は、自然災害等により市民生活に著しい障害を与える事態が発生し、又は発生するおそれがあるときに、本市の要請に基づき被災現場等の応急的な復旧活動又は予防活動（以下「応急活動」という。）に対応した事業者に対する表彰について、必要な事項を定めるものとする。

(表彰の対象)

第2条 表彰の対象は、次の各号のいずれかに該当する者であって、災害対応を行う部局の長が、市長に推薦したものとする。

- (1) 迅速かつ適切な応急活動により、人命、家屋又は重要構造物等の被害の防止・軽減に尽力した者
- (2) 被災による影響範囲が大きい箇所又は多数の市民に長期間災害の影響を与えるような箇所等において、早期の応急活動に尽力した者

2 前項の推薦は、災害緊急対応等功労者表彰推薦書（別記様式）により行うものとする。

第3条 前条第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は表彰の対象としない。

- (1) 応急活動開始から表彰日までの間に、長崎市競争入札参加資格者指名停止措置要領（平成7年11月7日施行）及び長崎市各種契約等における暴力団等の排除措置に関する要綱（平成24年長崎市告示第85号）の規定により指名停止措置を受けた

事業者

(2) その他市長が適当でないと認める者

(表彰の方法)

第4条 表彰は、毎年度1回、応急活動の実績を勘案し、市長が感謝状を授与して行う。ただし、特別の理由があるときは、表彰の回数を変更することができる。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (令和3年10月20日長崎市告示第641号)

この要綱は、告示の日から施行する。

別記様式（第2条関係）

令和 年 月 日

（あて先）長崎市長

部長名

（担当課： ）

災害緊急対応等功労者表彰推薦書

このことについて、次の者を表彰候補者として推薦いたします。

表彰推薦者

所在地及び電話番号

- (1) 案件名
- (2) 対応日時
- (3) 対応場所
- (4) 対応内容

災害対応の内容（表彰に相応しい実績等について詳細に記載すること）

